

SNSを活用した協働事例の情報発信業務

業務仕様書

令和4年8月
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「SNSを活用した協働事例の情報発信業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 名称

SNSを活用した協働事例の情報発信業務

(2) 業務の目的

ボランティア・NPO・市民活動への参加割合が低い若年層を主なターゲットに、多様な主体による連携協働の意義や実践事例に関する情報をSNSにより発信し、県民一人ひとりの県民運動への理解促進や参加・参画機運の醸成を図ろうとするものである。

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和5年3月20日（月）まで

(4) 委託料の上限額

1,369千円（税込）

2 業務の仕様に関する事項

ボランティア・NPO・市民活動への参加割合が低い若年層を主なターゲットに、多様な主体による連携協働の意義や実践事例に関する情報をSNSにより発信し、県民一人ひとりの県民運動への理解促進や参加・参画機運の醸成を図るため、下記の内容を踏まえた企画を提案すること。

(1) インフルエンサーの選定

- ・ インフルエンサーは、県民運動に関心のある県内在住の若者（大学生から35歳程度）から16名程度を選定すること。
- ・ インフルエンサーの募集は受託者が行い、県に報告の上、選定すること。
- ・ インフルエンサーのSNSフォロワー数は100人以上とすること。
- ・ 選定したインフルエンサーに対しては、魅力的な情報発信や投稿記事の炎上を防ぐためのサポートを行うこと。

(2) 県民運動の取材及びSNSへの投稿

- ・ 取材を行う県民運動は、県と相談して決めること。
- ・ 作成した記事は、投稿前に県からの内容確認を経た上で定期的に投稿すること。
- ・ 投稿記事を閲覧した県民が、県民運動に興味を持ち、具体的な行動につながるよ

うな記事を提案すること。

- ・ 投稿記事の件数は、80 件以上とすること。
- ・ 投稿する SNS の種類は問わないものであること。
- ・ インフルエンサーに対しては、投稿記事の件数に応じて謝金及び取材に係る旅費を支給すること。

4 組織体制・職員配置

業務の管理運営を行う者を 1 名配置すること。

その他、業務を遂行する能力を有する者を配置すること。

5 事業報告等

受託者は、事業終了後、業務の実施状況、経理の状況等を記載した実施報告書を提出するほか、実施状況について、(2)に指定した方法により県に報告することとする。

(1) 事業計画書等の提出

契約締結後、受託者は、速やかに事業計画書、業務に従事する者の氏名・履歴、業務分担を県に提出する。

(2) 委託業務の実施状況の確認

県は、受託者が契約書に定められた業務を確実に遂行しているかを相互に確認するとともに実施状況を確認する。

① 定期・随時

ア 定期（月次報告）

- ・ 受託者は、毎月 10 日までに、前月の実施状況等について県に報告する。
- ・ 県は、月 1 回報告の確認等を行う。
- ・ 上記月次報告の様式は任意とする。

イ 随時

- ・ 県は、必要に応じて、随時実施状況の報告を求めることができる。

② 事業終了後

県は、受託者が委託業務の完了後に提出する成果物を確認する。提出する成果物は、次のとおりとする。

ア 実施報告書

イ 投稿した記事の内容と投稿件数及びその閲覧数等が確認できる資料

- ・ フォロワー数、「いいね」数、リツイート数等により、どの程度の若者の目に触れ、県民運動の周知につながったのかについて報告を行うこと。

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委

託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(2)再委託の相手方」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に文書で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(7) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議の上、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。